

第 2 回青森市特別職報酬等審議会 会議録

【開催日時】 平成 24 年 8 月 24 日（金）14：00～15：30

【開催場所】 青森市役所庁議室

【出席委員】 菅勝彦会長、野澤正樹委員、白井壽美枝委員、加川幸男委員、
敦賀仁委員、大矢奈美委員、天内純一委員、大澤ひろみ委員、
奈良輝昭委員《計 9 名》

【欠席委員】 金美和委員《計 1 名》

【事務局】 総務部長 相馬政美、総務部次長 鈴木裕司、人事課長 佐々木淳、
人事課副参事 高野光広、人事課主幹 田村亜希世、人事課主査 藤田剛
《計 6 名》

【会議次第】

- 1 開会
- 2 追加資料説明
- 3 審議
- 4 次回日程について

【追加資料説明】

事務局

前回の審議会では資料 12 番まで配付したが、その中の資料 10「東北の県庁所在都市における一般会計予算等に関する調べ」について、前回の会議の際に、一般財源分の人件費の割合が知りたいという意見があったので、割合 C / B として項目を追加した。

資料 11「他都市の財政力指数調べ」については、内容は変わらないが、順位付けに一部間違いがあった。具体的には、18 番岐阜市と 22 番大津市が間違っていたため差替えていただきたい。

資料 13 から資料 15 については、追加資料である。

資料 13 は、前回の審議会の際に、市議会議員の本俸以外ではどのような手当等が支給されているかを示した資料である。

資料 14 は、委員から市議会議員の兼職状況についての資料の依頼を受けて、今現在の資料ではないが、前回の市議会議員選挙が行われた平成 22 年 10 月の告示の際に公表されているものから抽出したものである。

資料 15 は、前回の会議終了後に委員から依頼があった資料で、市議会議員の報酬月額総額を人口で割り返した数字とその順位を、中核市についてまとめたものである。

参考までに、国の人事院勧告において、今年度の国家公務員の給与については、月例給、ボーナスとも据え置きという方針が出された。

国の説明では、月例給については、民間の月給の水準が昨年とあまり変わっていないことや、官民格差もここ 3 年で比べると少なかったことを踏まえて、ボーナスについても、改正が必要なほどの官民格差は生じていないということから、どちらも据え置きとする報告をしている。ただ、全体の給与は圧縮するとし、50 歳台以上の給与水準の上昇を抑えるため昇給制度の見直しについては行う。

市の一般職の職員の給与については、今後、青森県の人事委員会で示されるので、それを参考にしながら決定することになる。

《委員からの主な質疑応答や意見》

委員

政務調査費の透明化ということがよく言われるが、領収書の添付は何円からとなっているか。

事務局

平成 21 年から（全ての）領収書等の証拠書類（の写し）を添付している。

委員

視察旅費については、常任委員会一人当たりということは、常任委員長のみということか。

事務局

委員全員分である。

委員

議会運営委員会はまた別か（はい）。議会運営委員会は何人か。

事務局

議会運営委員会は13人（定数）である。

委員

特別委員会は何人か。

事務局

全員が委員である。

委員

常任委員10人がまとまって視察に行くとする、11万円×10人ということになるのか。

事務局

1人当たりの旅費の予算額が11万円以内ということであり、委員会の調査の目的に応じて、1回に11万円の行き先もあるかもしれないが、例えば3万円を3回とか、あくまでも委員会の調査の目的による。

委員

退職金についてはどうか。

事務局

議員はない。

委員

他市はあるのでは。4年間勤め上げると、功労金という名目で1千万円位支給というところもあると聞くが。

事務局

少なくとも、青森市議会にはそういう制度はない。

委員

議員年金はあるのか。

事務局

議員年金はある。

詳しいことは、確認させていただきたい(地方議会議員の年金制度は廃止となった)。

委員

資料13の期末手当について、算定式の1.40と1.2はそれぞれどういう意味の数値か。

事務局

1.40は月数で、1.4ヶ月分ということであり、1.2は役職加算である。

委員

つまり年間で2.95ヶ月分ということで、単純に言えば、12ヶ月働いて約16ヶ月分もらえるということ。

【審議会議事要旨】

市長、副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額は適正であるか。

《各委員からの意見》

委員

- ・ 市長、副市長は自主削減しているので、見直すべきかは自分の中では未定。
- ・ 議員（報酬）は見直したいと考える。議員定数を削減するようだが、人員削減よりも1人当たりの額を下げるべき。表（資料）にある63万円（という報酬額）はそんなに多額とは思わないが、市民所得との大きな乖離や、報酬以外の様々な助成（手当や政務調査費など）もあることから全体的には見直すべき。

委員

- ・ 特別職報酬を判断するには何を基準にしたらいいのか。
- ・ 民間の給料が横ばいか減っている現状や市民感情、市の財政力指数が相当低いことなどを考慮すると、据置きか減額だと思う。

委員

- ・ 基準をどこに置くのかということだと思うが、冷静に客観的に判断できる指標で考えるべき。
- ・ 市の財政力、市民所得とも高くない中で、大幅に削るということではないにしても、全国の上位にあることはややバランスを欠いている。議員の議員報酬は下方に見直さざるを得ないと思う。
- ・ 市長、副市長は、自主削減しているものの、現実に合わせて条例化すべきと考える。

委員

- ・ 市長、副市長は、現在の条例上の額は高いので、自主削減ではなく、きちんと条例化すべきと考える。
- ・ 中核市平均に合わせてはどうか。
- ・ 青森市の財政が健全かどうかという視点から考え直すべきと思う。市の財政状況から考えると思いきった判断も必要ではないか。

委員

- ・ 議員報酬については、市長、副市長の給料に比して、なかなか透明性が保たれていないのではないかと感じる。議員の年間稼働日数をベースに、今の報酬が妥当なのかを考えるべきと思う。
- ・ 市長、副市長の報酬等に関して、財政力や一定規模の民間企業のトップの給料を参考とするなど、基準を作っておくことが必要ではないか。

- ・ 例えば、海外出張についても、旅費ありきではなく、本来はテーマがあり、それをクリアするために活動するという点を提示した上であれば、市民は納得すると思う。
- ・ 議員報酬については、稼働日数も考慮するなど、ある程度シビアな基準を作る方向で議論していきたい。

委員

- ・ 市の財政、市民感覚の両面から考えるべきである。
- ・ 議員報酬については、専業、兼業問わず 63 万円であること、報酬以外に支給される手当や旅費があること、例えば海外視察が、市民生活に有効的に反映されているかなど、財政的にどうか、市民感覚的にずれていないか、という視点でシビアに見ていって、市財政が将来的に健全化を図れるように考えたい。

委員

- ・ 市長、副市長の給料は、平成 15 年以降は、自主削減をしてきたが、条例化したほうがいい。
- ・ （審議の対象外であるが）議員の政務調査費が他市でもよく話題になっており、適正に処理されていることがわかるような体制であればと思う。

委員

- ・ 躊躇なく下げるべきと考える。
- ・ 平成 15 年以降審議会を開催しなかったことが問題だ。
- ・ 市長自身は自主削減してきたとのことだが、本来は、前任の市長も含め、経営者でもある行政の首長として、審議会を開催した上で条例化すべきであった。
- ・ 客観性が非常に重要であり、議員報酬に関しては、稼働やその内容で評価したうえで、下げるべきと思う。

《まとめ》

会長

いろいろな意見が出たが、市長、副市長の給料の額、市議会議員の議員報酬の額については変更すべきという意見だったと思う。適正かどうかという諮問に対しては、適正ではないという結論とする。

市長・副市長の給料、議員の報酬とは

《委員からの主な質疑応答や意見》

委員

- ・ 市長等の報酬等は、どのような考え方に基づいて制定されているのか。

事務局

- ・ 特別職の報酬は、個々の特殊性に応じて定め支給すべきものという考え方があり、単純に生計費や民間の給与上昇率だけにおいて定めるべきではないという国の通知がある。額の根拠については非常に抽象的である。

委員

- ・ 市長等の報酬等を考える上で、何を基準にするべきなのか。

委員

- ・ まず財源があって、その中で政策経費に何%、人件費に何%とすると決めていくべきと思う。

委員

- ・ 民間では、経常利益などの基準があり、報酬の総額を営業利益の何%と決めているところもあるが、自治体も儲けとか、そのような基準のようなものはないのか。

委員

- ・ 法的なものはないと思うので、人口規模や財政規模などからの相場論となるのではないか。

委員

- ・ 自治体の財政健全化の計画などを踏まえて何らかの基準を作るべき。

委員

- ・ 財政に関する何らかの指標はあるか。

事務局

- ・ 資料として財政力指数を示しているが、他に、財政健全化について分かる資料があれば次回までに用意したい。

委員

- ・ 例えば市長の報酬を決める際の計算式などの基準はないのか。

事務局

- ・ 標準財政規模というものがある。日本全国で同じ行政サービスを受けるためには、どれだけの経費が必要かという全国一律の基準であり、そのサービスを受けるために必要な経費の何割を、市税等の税収で賄えているかというもの。
- ・ その目安からいうと、青森市は体力的には地元の税収で賄いきれない体力のない自治体ということになる。その面をカバーするために交付税措置があり、行政サービスを確保しましょうという仕組みになっている。企業ではないので儲けの概念を持つことは難しい。
- ・ 一般職と特別職については、一般職職員の給料は、生活給的な性格がある。特別職である市長、副市長、議員は、任期がある若しくは選挙で選ばれる性格があり、さらに、市長、副市長は常勤の特別職、議員は非常勤の特別職である。稼働率などといった話になると、常勤の市長、副市長であれば、稼働率や成績の話は馴染むと思うが、非常勤である議員についてはポストに対しての給付であるという意味合いが強いのではないか。

委員

- ・ 市長、副市長は常勤であり、ある程度はわかりやすいと思う。
- ・ 議員報酬については色々な見方があると思う。事務局の発言したことも一つの見方だし、別の見方もある。青森市は月給制だが、他市の中には日当制のところもあり、議員の稼働日数で割り返して、市長の何十%になるかで上限を設けて支給しているところもある。様々な設定の仕方があるかと思うが、これは、市民の目が非常に厳しくなってきた結果であり、市町村の財政が厳しくなってきたために、このままでは支給を続けていけないということも背景にあるのではないかと思う。

委員

- ・ 議員は稼働日数で判断しにくいのは理解した。そうであれば、中身についての透明性を高めてほしいと思う。議員そのもののレポートなどを議員が出す努力が必要ではないか。そのほうが市民は評価しやすいと思うが、今は、市民は議員が何をやっているのかがほとんど見えない。

委員

- ・ 議員も報告会を開き始めているし、個人のレポートも出てきているが支持地域のみであったり、市議会の報告書も見やすくなったものの、全てが見えるわけではない。
- ・ この審議対象外だが、費用をかけて視察に行ったのであれば、それを踏まえてどう施策に反映させようとしているのか、どういう提案をしたのかなど、(市民に対し)報告すべき。

委員

- ・ 市議会の前回の議事録がまだホームページで見られないなど、公表が遅いと思う。

委員

- ・ 議員は議会に出ることだけが仕事ではなく、議員活動をしていると考え、完全な日当制というのはなじまない職であると思う。額については少し高いと感じるが、ある程度は包括的な報酬が支払われることも必要なのではないか。

委員

- ・ 議員は議会への出席以外に何もしていないわけではないが、市民の代表である特別職である限りは、仮に日当で換算して7~8万円程度に概算出来る仕事であるかどうか、厳しく査定しなければならない。
- ・ 青森市のように市民税収が少なければ、かなりの(行政)サービスを提供する限り、財源は不足する。その対応として(起債など)様々な方法により財源の確保を図っている、極端な赤字でない限りそこを追及しても仕方ないと思う。
- ・ 基本的な基準がない以上は、徹底的に議論して青森型の基準を作れば良いと思う。

委員

- ・ この審議会にはどれだけの拘束力があるか。

事務局

- ・ 市長が判断するにあたり、市長の諮問を受けた審議会の答申は重く受け止め、最大限尊重すべきもの。条例改正は市議会の議決を経るので、議会も通る。

委員

- ・ 青森市が17%のマイナスシーリングを行うということは、財政上厳しいからで、これが経営者である市長から出されたということ踏まえると、厳しい状況にならざるを得ないことは、議員も含めた特別職は理解できるだろう。

委員

- ・ 議員にはもっと危機感を煽ってもいいと思う。
- ・ 青森市は少子高齢化が(全国の中でも)かなり高いレベルで進行していることを思うと、将来展望を考えシビアな対応が必要ではないか。

委員

- ・ 日当制についてはきわめて珍しいケースではある。
- ・ 地方制度調査会によると、月収制にするのは、日本の議会は平日に行われていること、また、法律で兼職を禁じているため、生活給については払わないといけないという議論があったが、それならば、休日や夜間に行えばいい、あるいはサラリーマ

ンが立候補をしやすい環境を整えれば良いという話が出ていた。

- ・ ヨーロッパ等では、非常にフランクに夕方に仕事が終わってから、市長や議長が熱い議論をしているというところもある。日本はものものしくて形骸化している。
- ・ 日経新聞の市町村ランキング（全国の区・市議会を様々な指標で計ったもの）では、青森市議会は9つのランクの一番下となっており、806自治体中723位だった。こうした中で現行の報酬を市民は納得するだろうか。

委員

- ・ 議員も知っているから、議会改革として議会基本条例を作る流れもあるのではないかな。
- ・ できるのであれば、北欧のように、仕事は別に持ちながらボランティアのように夜に集まって議論するというのを、青森市からやるのは画期的ではないかと思う。

委員

- ・ 前市長も、現市長も現実には知っているから、財政状況等を勘案したうえでの自主的な削減を行っているのだろう。議員の方もそれに準じて欲しいという気持ちがあるのでは。他市の状況を見て、今回はこれ位という時代は終わった。基準を求めることは面倒な話にはなると思う。報酬を決めるにあたって、一日どれ位の仕事ぶりなのかという目安を決めることが必要。他市と横並びというわけではなくて、少し踏み込んで下げるという方向性を出すべき。

委員

- ・ 財政力指数 1.0 という市町村は？

事務局

- ・ 法人税や市民税などの税収が多いところは財政力が強く、いわゆる不交付団体という。税収の足りない部分を、日本全国等しく補うのが交付税措置。

委員

- ・ 公債費は予算の何割か。

事務局

- ・ 総務省が出している公債費の比率の資料がある。

委員

- ・ 議員は（非常勤）特別職であり、生活給はなじまないのではないかな。ボランティアでいいと思う。ある程度の基準となる数値で判断したほうがいい。

委員

- ・ 何を重視するかで基準とするところも違ってくる。一般的にこうあるべきという基準として確たるものはない。独自に市民に対して納得してもらうような基準を作ることができればと思う。

委員

- ・ 職業としてではなく、良い社会、良い街をつくろうという熱意を持った人が議員になるような仕組みが必要。活動には経費がかかるが、あまりに報酬や旅費等が高すぎると（活動が）プレてくるのではないか。

委員

- ・ 他市で報酬改定する際、どのように考えているか、その情報を整理してほしい。

委員

- ・ 議員改革では、会津若松市が有名。市長の稼働日数で議員の稼働日数を割り返して、議員報酬の上限を決めていたよう。

委員

- ・ 会津若松市や三条市等の他市の例を用意してほしい。

《まとめ》

会長

議員とは何かが議論になったと思う。

広く人材を求めるという観点から生活給として（の面も大きく）月収制となっているようである。

財政力が弱い青森市の議員報酬はどの程度が適当か、考える必要がある。財政力等を考慮して私たちなりの基準をつくっていければと思う。

次回日程について

事務局

第1回審議会で示した日程案のとおり、次回の審議会は、9月27日木曜日の午前10時からお願いしたい。